

国立大学法人滋賀医科大学学術指導取扱規程

平成27年9月24日制定
令和8年3月31日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）における学術指導の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「学術指導」とは、企業その他の団体（以下「委託者」という。）からの委託を受け、本学の教職員がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導及び助言を行い、もって委託者の業務又は活動を支援するもので、当該支援に要する経費を委託者が負担するものをいう。

(受入れの原則)

第3条 学術指導は、その内容が本学の業務と密接に関連し、かつ当該学術指導を担当する教職員（以下「学術指導者」という。）の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、これを行うことができるものとする。

(受入れの条件)

第4条 学術指導を受入れる場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 学術指導は、委託者が一方的に中止することができないこと。
- (2) やむを得ない事由により学術指導を中止し、又はその期間を延長する場合、本学がその責めを負わないこと。
- (3) 学術指導に要する経費（以下「学術指導料」という。）は、原則として当該学術指導の開始前に納付すること。
- (4) 納付された学術指導料は、原則として第9条の事由により中止した場合を除いては返還しないこと。
- (5) 学術指導は、原則として本学内において行うこと。

2 前項に定めるもののほか、学術指導の受入れに関し必要と認められる条件を付すことができる。

(申込み)

第5条 学術指導の申込みをしようとする委託者は、所定の学術指導申込書を学長に提出しなければならない。

2 学長は、学術指導申込書の提出があったときは、その写をもって学術指導者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた学術指導者は、当該学術指導の実施に関し、所属する講座等の教授（ただし、教授を欠く講座等にあつては、准教授又は講師）（以下「講座等責任者」という。）と協議の上、支障がないと認められるときは、所定の学術指導計画書を学長

に提出するものとする。

(受入れの決定)

第6条 学術指導の受入れの決定は、知的財産委員会専門部会の議を経て、学長がこれを行う。

(契約締結)

第7条 学長は、学術指導の受入れを決定したときは、委託者に通知するとともに、速やかに委託者と学術指導の契約を締結するものとし、併せて学術指導者にこのことを通知するものとする。

(学術指導料)

第8条 委託者が納付する学術指導料は、次の各号に掲げる経費の合算額（消費税を含む。）とする。

(1) 学術指導者の知識、ノウハウ等の提供の対価として、1時間につき1万円により算定される額を最低の額とし、学術指導の内容を勘案して委託者と本学が協議して定める額（以下「直接経費」という。）

(2) 当該学術指導遂行に関連し直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）

2 前項第2号で規定する間接経費は、直接経費の30%に相当する額とする。

(中止等の報告)

第9条 学術指導者は、天災その他やむを得ない事由により当該学術指導を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちに学長及び講座等責任者に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受け、学術指導の中止又はその期間の延長を決定したときは、その旨を学術指導者及び委託者に通知するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第10条 学術指導により発明等が生じた場合は、国立大学法人滋賀医科大学職務発明取扱規程の定めるところによる。

(学術指導終了後の報告)

第11条 学術指導者は、学術指導を終了したときは、所定の学術指導終了報告書により速やかに学長に報告を行うものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、学術指導の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。